

●香川県告示第129号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 形質変更時要届出区域

坂出市番の州緑町1番1の一部及び1番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シスー1，2－ジクロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにベンゼン

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第11号に該当